

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2020

11

November



No.565

## 事業予定

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

**11月** 9日(月)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

12日(木)・13日(金)・  
16日(月)・17日(火)  
生活習慣病検診  
【時間】9:00  
【場所】ココファン横浜鶴見

17日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

26日(木)  
令和2年度年末調整説明会  
【時間】15:00  
【場所】法人会会議室

**12月** 1日(火)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

8日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

**1月** 5日(火)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

12日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

## 第13回オープン経営セミナー

9月10日(木)

当会・鶴見工業会・横浜商工会議所  
鶴見支部の共催で鶴見公会堂において、「第13回オープン経営セミナー」が50名の経営者・担当者が参加して開催された。テーマは、新型コロナウイルス感染が収まらない中、関心の高い『小規模事業者持続化補助金』活用について、講師には、中小企業診断士 飯島伸博氏をお招きした。

『小規模事業者持続化補助金』の公募要領に基づき、申請書作成のポイントを説明した。参加者は、補助金として返済もないことから、まず、申請しようと、真剣に聞き入る姿が印象的だった。



## 新入会員紹介

令和2年6月～令和2年7月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者	
矢向江ヶ崎	(有)Ett	正会員	月成 洸哉	矢向6-10-1	医療・福祉	(株)アイリックス
		834-9131				
末吉	Mintomo(株)	正会員	新井 茂成	下末吉2-11-10	アプリ・ホームページ制作	(公社)蒲田法人会
		03-3721-3585				
鶴見中央	(株)TSUNAGU	正会員	田村 逸人	鶴見中央3-5-11-603	ソフトウェア開発	大同生命保険(株)
		947-4063				

## 税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 11月18日(水)、  
令和3年1月20日(水)、
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。  
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利率の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

## 鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の  
約2000社が入会

入会の  
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

## Profile



法人名:(有)カードックセンターキノ  
役職名:代表取締役  
氏名:木野 剛 氏  
続柄:木野 剛瑠 長男  
鮎沢 美咲 姪  
趣味:野球  
支部:駒岡支部

撮影場所:(有)セントラルスタジオ

## INDEX

- 会報誌挟み込みチラシでPRしませんか? …… 1
- 女性部会絵はがきコンクール作品募集案内 …… 2
- 第24回ほうじん劇場放映のお知らせ …… 3
- 鶴見税務署からのお知らせ …… 4~5
- 鶴見ガイドあれこれ:秋だけどカブトムシのはなし …… 6~7
- 法人会からの提言 …… 8
- 会員優待サービスブックについて …… 9
- 横浜市からのお知らせ …… 10

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

発行部数1,700部

地域密着  
(鶴見区)

目にとまる!

# 会報誌 挟み込みチラシで PRしませんか?

新型コロナウイルス感染症拡大により、  
多くの企業様が新しい生活様式にあわせる努力をされています。  
そんな新しい試みを、挟み込みチラシでPRしてみませんか。

(挟み込みチラシ1700枚(+予備)は御社にてご用意いただく必要があります)

通常手数料を  
(@10円/枚)

# 無料

2021.1月・3月号  
まで(各号先着10社)

テイクアウトを始めた



お店を紹介したい

地元のお客を増やしたい

とにかく自社PRしたい!!

挟み込みチラシの内容は、事前に事務局にて確認させていただきます。  
広告内容により、挟み込みをお断りする場合がございます。  
あらかじめご了承ください。

TEL

まずはお問合せ下さい!!

# 045-521-2531

挟み込みチラシの申込手順等について、ご案内させていただきます



## 公益社団法人 鶴見法人会

住所

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル5F

# 第11回 税に関する絵はがきコンクール

だいほしゅう  
大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

## 募集内容

### ①テーマ 税に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

②応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。

③応募点数 児童1人につき1点とします。

● 税に関する絵は必ずご本人が書いてください。

### 絵を描くときのポイント

- サインペン、濃い色鉛筆などで濃くふちどりをしたり、濃く色ぬりをするといいいよ。
- 標語も入れるといいいよ。
- 背景にも色をぬってね。

鶴見税務署長賞



鶴見法人会 会長賞



鶴見法人会 女性部会賞



### ④応募方法及び応募先

「郵便はがき」裏面に①のテーマの絵を描いてください。文字・標語の書き入れは濃くはっきりとお書きください。表面には、下記の必要事項をご記入ください。

1. 住所 2. 氏名(フリガナ) 3. 小学校名 4. 学年

郵便ポストに投函して、ご応募ください。

また、描画素材は問いません。文字や標語の描き入れも可とします。

〔応募先・お問い合わせ先〕

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1

ナイス第2ビル5階

公益社団法人 鶴見法人会 tel 045-521-2531

### ⑤応募締切

2020年12月15日(火) 必着

### ⑥審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

### ⑦表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人に通知致します。

なお、優秀作品につきましては、表彰状と副賞を贈ります。又、公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展いたします。

- ・ 鶴見税務署長賞
- ・ 鶴見法人会 会長賞
- ・ 鶴見法人会 女性部会賞

### ⑧注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報(入選者等)への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 鶴見法人会 女性部会  
公益財団法人 全国法人会総連合  
〈後援〉 国 税 庁



※法人会事務局にも「第11回税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙があります。

63

郵便はがき  
2 3 0 0 0 5 1

鶴見区中央 4-36-1  
ナイス第2ビル5階  
公益社団法人  
鶴見法人会 女性部会 行

1. 住所
2. 氏名(フリガナ)
3. 小学校名
4. 学年

第24回ほうじん劇場  
公益社団法人 顕見法人会

# 第24回 ほうじん劇場 放映のご案内



毎年恒例の「ほうじん劇場」ですが、今年は新型コロナウイルスの影響により、下記のスケジュールで、YOUテレビにてテレビ放映することとなりました。

## 本放送

- 地上 11ch 11月 9日(月)～11月22日(日) 午後3時～4時／午後9時～10時
- 地上 10ch 11月10日(火)～11月13日(金) 午後6時～7時

## 出演者



古今亭 志ん彌(落語:浮世床)



立花家 橘之助(浮世節)

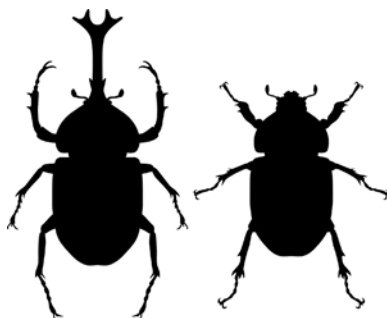


笑組(漫才)



古今亭 文菊(落語:親子酒)

# 秋だけどカブトムシのはなし



8月上旬、知人からオス2匹、メス1匹のカブトムシをいただきました。

鶴見区馬場2丁目にある馬場花木園で捕れ、なんでも今年はいっぱいいるとのこと。

早速虫かごから出し、手に乗せてみると、すぐく久しぶりな感触です。

なにか…やっぱり…かっこいい!!

商店街にあった小さなペットショップで購入し、飼育していた子どもの頃を思い出します。

友達のカブトムシと闘わせ、角で相手をひっくり返す姿に興奮したものでした。

私が小学生だった40年近く前は近所に空地や原っぱがたくさんあり、セミやトンボは網で、カマキリやバッタは素手で捕まえて虫かごに入れていました。

夢中で走り回った楽しい思い出ですが、今は捕まえたい、触りたいとは思えません。

大人になって虫が苦手になった方も多くいらっやると思います。

大人になるにつれ虫に接する機会も少なく

なり、それまでの知識や経験から一部の虫が持つ「汚い」「怖い」などのマイナスイメージが虫全体に定着し、いつの間にか興味より抵抗感・嫌悪感が勝り勝ち。逆に子どもは大人と比べて知識や経験が少なく、抵抗感よりも興味が勝るため、嫌悪感なく触れることができるみたいです。

その通り大人になってしまった私ですが、昆虫の中でもヒーロー的な存在だったカブトムシは、今でも抵抗なく触れることができました。

さて、いただいたカブトムシですが、夜になると活発になり、オス同士で喧嘩が始まります。これはこれで見ているのが楽しいのですが、喧嘩ばかりしているので、もう1匹メスがいればペアで分けられると思い、捕まえに行ってみることにしました。

午後8時過ぎ、馬場花木園の外園区辺りに到着。ここは道路の両側に森があり、いつでも入ることができ、私の他にも探している家族がいました。どうやら本当にいる様です。



事前に準備は何もしておらず、虫かごと網と懐中電灯だけを持ってきました。

そんな簡単に見つからないだろうし、メス1匹だけでも見つけれれば・・・と道路脇の木を照らすと、カブトムシのメスがいました。

いきなり目標達成しましたが、わくわくしてきます。どうせならオスも自分で捕まえない、ということで引き続き木々を見て回った結果、わずか15分程で網も使わずにオス3匹、メス4匹を捕まえられました。我が家の子どもも大興奮です。まだまだ捕まえられそうでしたが、虫かごとカブトムシでいっぱいになったので帰宅しました。

現在はホームセンターなどで昆虫ゼリーな

どの飼育用品も充実しています。私が子どもの頃は食べたスイカの皮を与えていたものですが、贅沢になったものです。

結局、10日間程自宅で飼育し、来年もたくさんのカブトムシが見られることを期待して元の森へ放しました。

コロナ禍で外出自粛の中、子ども達にも身近で良い自然体験をさせることができました。

来年の夏も出会えるかもしれません。ただ、思わず悲鳴をあげてしまう様なカブトムシのお友達もいっぱいいますので、虫が苦手な方はご注意ください。

広報委員会：よしけん

# 令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)  
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら





**Q** 年末調整の方法について知りたいのですが。

**A** 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

**Q** 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

**A** 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。  
詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

**Q** 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

**A** 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。  
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

**Q** これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

**A** 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。  
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

**Q** 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

**A** 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご利用ください。

**Q** 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

**A** 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（年末調整特集ページ）



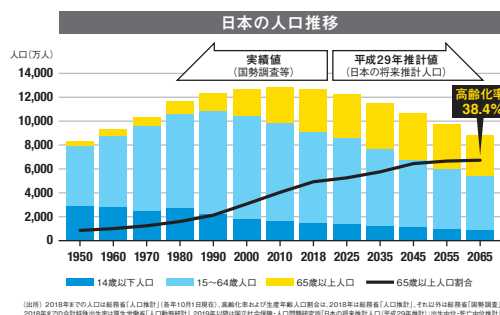
# 法人会からの提言

## コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事株 名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超過し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



### 令和3年度 税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## 令和3年度税制改正に関する提言（概要）

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和とスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

#### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず速い始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

#### 4. マインナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### II 中小企業が事業継続するための税制措置

#### 1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充が必要である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

#### 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期間を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

#### 3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる本格的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

#### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止 等

### III 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約80万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してきました。近年は、我が国の未来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

公益財団法人  
全国法人会総連合  
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 全法連会館 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

# 会員優待サービスブック 掲載希望の事業所や 店舗のご応募お待ちしております。

## 広告掲載企業 募集中!!

飲食店 **レストラン** ○○○○ 駅 ○○○○

オーガニック食材に  
こだわったイタリアン料理  
をご提供いたします。

写真やイラスト

0,000円以上  
ご利用に限り  
**00%OFF**

住所/横浜市中区○○○○○-○  
電話/045-000-000 FAX/045-000-0000  
最寄駅/JR 根岸線「○○駅」より徒歩5分  
営業時間/10:00~21:00 (L.O.20:00)  
定休日/月曜  
URL/http://www.aaaaa E-mail/aaaa@aaaaa.co.jp

原寸掲載例

### 掲載希望の方は…

下記の手順に沿って、神奈川県内法人会会員優待サービスのホームページより掲載申込フォームから送信してください。アドレスは <https://houjinkai.kanagawa.jp> (ホームページからの申込が難しい場合は、所属の法人会へお問合せください。)



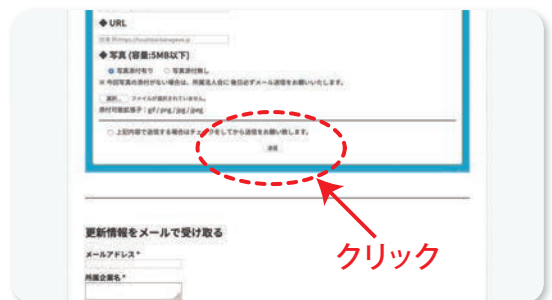
**1** パスワード入力画面より、パスワード **kanagawa2020** を入力してください。



**2** 会員優待サービス実施店募集メニューより該当の法人会を選択してください。



**3** 掲載申込フォームより必要事項を入力してください。



**4** 入力内容、写真添付等が終わりましたら、送信ボタンをクリックしてください。

**内容は随時更新しております。**

**横浜中法人会** TEL. 045-662-6433 FAX. 045-641-8222  
E-mail yokonaka@hohjinkai.or.jp

**横浜南法人会** TEL. 045-370-8261 FAX. 045-370-8271  
E-mail info@ym-houjinkai.or.jp

**戸塚法人会** TEL. 045-861-8743 FAX. 045-864-6953  
E-mail info@totsuka-houjinkai.com

**神奈川法人会** TEL. 045-633-7666 FAX. 045-633-7592  
E-mail info@kanagawahoujinkai.or.jp

**緑法人会** TEL. 045-971-5751 FAX. 045-971-5736  
E-mail info@midorihoujinkai.or.jp

**鶴見法人会** TEL. 045-521-2531 FAX. 045-503-2051  
E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp

**川崎南法人会** TEL. 044-233-4852 FAX. 044-245-0023  
E-mail info@km-houjinkai.or.jp

**川崎北法人会** TEL. 044-799-1791 FAX. 044-799-1793  
E-mail office@kawa-kita.or.jp

**川崎西法人会** TEL. 044-980-4131 FAX. 044-980-4646  
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp

**横須賀法人会** TEL. 046-825-7100 FAX. 046-826-3073  
E-mail office@yokosuka-houjinkai.com

**藤沢法人会** TEL. 0466-22-6444 FAX. 0466 24-2100  
E-mail info@fujisawahoujinkai.or.jp

**相模原法人会** TEL. 042-755-3027 FAX. 042-753-3273  
E-mail info@sagamiharahoujinkai.or.jp

**小田原法人会** TEL. 0465-23-3641 FAX. 0465-23-5109  
E-mail odawara-houjinkai@nifty.com

## 横浜市からのお知らせ

## 償却資産申告書や給与支払報告書を提出ください。

提出期限：令和3年2月1日(月)※お早目の御提出をお願いします。

## 償却資産申告書の提出について

## 固定資産税(償却資産)の申告書提出・課税に関するお問合せ先

## 横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地

関内中央ビル10階

Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間：8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/madoguchi/shoukyaku-center.html>

横浜市 償却資産センター

検索

## 新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。軽減を受けるためには、**令和3年2月1日(月)までに申告が必要**です。詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

横浜市 新型コロナ 固定資産税

検索

## 給与支払報告書の提出について

## Q1. 給与支払報告書を郵送でもらうにはどこに連絡すればいいですか?

**A1.** 手書きの給与支払報告書(複写式のもの)は、横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)に電話をしていただければ、郵送にてお送りいたします。また、エクセルで作成されたい場合は、横浜市ホームページにファイルを掲載していますので、そちらをご利用ください。

## Q2. 給与支払報告書の記載で注意すべき点がありますか?

**A2.** 税制改正に伴い、昨年度と異なる点をお知らせします。(詳しい記載については、税務署作成の「年末調整の手引き」や横浜市ホームページに掲載している「給与支払報告書の提出等について」をご確認ください。)

・「給与所得控除後の金額」欄 ・「基礎控除の額」欄 ・「所得金額調整控除額」欄

・「寡婦」欄 ・「ひとり親」欄 ・「受給者生年月日」欄

※年末調整の仕方につきましては、税務署にお問い合わせください。

## Q3. 当社には社員が8名います。横浜市に6名(中区2名、南区4名)、横須賀市に2名住んでいます。この場合、給与支払報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか?

**A3.** 横浜市にお住まいの給与所得者分の給与支払報告書は、一括して下記の横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)へご提出ください。横須賀市にお住まいの給与所得者分の給与支払報告書は、横須賀市へご提出ください。

## 給与支払報告書や特別徴収関係書類の提出・特別徴収に関するお問合せ先

## 横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

☎045(671)4471 受付時間 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

横浜市では、平成18年1月から、eLTAX(エルトックス)を利用した市税の電子申告及び電子申請サービスを開始しています。市税の申告の際には、簡単・便利なeLTAX電子申告サービスをご利用ください。また、納付手続の際は地方税共通納税システムをご利用ください。

償却資産申告書、給与支払報告書等各種申告書は、便利な電子申告(eLTAX)をご利用ください!

電話：0570-081459(ハイシンコク) <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルトックス

検索



～財政局法人課税課、償却資産課は、令和2年12月に移転します～

◆移転日：法人課税課：令和2年12月14日(月) 償却資産課：令和2年12月21日(月)

◆移転先：横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階(郵便番号は変更ありません。)